

基幹統計の作成方法に関する通知の受理状況

令和 5 年 11 月 29 日
政策統括官(統計制度担当)

基幹統計の名称	作成者	主な変更事項	通知の受理 年月日
国民経済計算	内閣総理大臣	令和 5 年 12 月に公表する国民経済計算から、以下のとおり、作成方法を変更 ① 年次推計における第三次産業の財貨・サービスの出荷額推計の基礎資料として、新たに経済センサス-活動調査及び経済構造実態調査を利用し、基準年推計とのシームレス化を推進 ② 四半期別 GDP 速報の総固定資本形成における推計方法を精緻化（建築物リフォーム・リニューアル調査（国土交通省）の四半期情報の利用拡大など）	R5.11.21

（注）統計法第 26 条第 1 項では、行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合には、その作成方法について、あらかじめ、総務大臣に通知しなければならないと規定されている（当該作成方法を変更しようとするときも同様）。

本表は、この規定に基づいてなされた通知の概要を整理したものである。